



北京+20

世界と日本の女性のエンパワーメントをめぐる課題

●ミモザの森法律事務所代表 弁護士 伊藤 和子さん



1 来年2015年は1995年に北京で第四回世界女性会議が開催されてから20年。1995年9月、世界各国のハイレベルな政府関係者が集ったこの会議で、女性と貧困、女性に対する暴力など、12の重点問題領域について、女性の地位の向上のために国際社会が取り組むべき目標を明確に示した「北京行動綱領」が採択されました。女性たちの願いが結実した画期的なこの文書の採択に励まされ、世界各国の女性たちは、この国際合意の実現を各国政府に求めてきました。

例えば女性に対する暴力を根絶する取り組み。当時、DV防止法を制定している国はまだ少なく、性暴力の被害者は沈黙を余儀なくされていました。それが、この20年間で多くの国がDV防止法を制定、人身売買に関する厳しい法律も次々と採択されました。日本でも、北京会議後にDV防止法、ストーカー規制法、人身売買罪の新設、児童ポルノ等禁止に関する法律などが次々と採択されました。

このほかに前進した分野は、政治・経済分野の女性のエンパワーメントです。北京行動綱領の重点目標として「女性と経済」が掲げられ、職場・経済分野での女性のエンパワーメントが強調されたのを受けて、欧州におけるEU指令等の男女均等待遇の徹底、取締役会のクォータ制導入などの雇用におけるポジティブ・アクションの導入が進み、ワークライフバランスの実現も進みました。もう一つの重点目標「意思決定における女性」では、政治分野・リーダーシップへの女性の参画を強調。これを受けて、世界各国で議会におけるクォータ制の導入などの施策が進み、欧州やアフリカ、米州、アジアでも女性の大臣、指導者が次々と誕生、活躍しています。

これに対し日本では、1999年に男女共同参画基本法が制定されましたが、諸外国の改革のスピードから立ち遅れ、大胆なポジティブ・アクションも採用されず、ワークライフバランスのための施策も立ち遅れています。最近日本政府は「女性の活躍」を重点政策としていますが、世界経済フォーラムが公表した「ジェンダー・ギャップ指数2013」では、136か国中105位、先進国では最低となっています。

2 もちろん、この20年は女性たちをめぐる前進だけでなく深刻な「影」も浮き彫りになりました。9.11以降世界で多発する武力紛争、気候変動や災害等

の影響を最も深刻な被害として受けているのは女性たちです。グローバル経済のもとで進む低価格競争の下、女性労働者の経済搾取も進んでいます。女性殺し、人身売買、DVなど、女性に対する残虐な人権侵害が世界のニュースから消えることはありません。

日本でも労働法制の緩和が進む中、多くの女性は一層不安定な低賃金の非正規雇用に従事することを余儀なくされています。多くの職場や議会においてすら、パワハラ、セクハラ、さらにマタハラが横行。DVやストーカー殺人、進む女性の貧困のなかでの女性の性的搾取など、事態は深刻さを増しているように思います。弁護士である私のもとに寄せられる相談も、女性たちが無力で無権利な状況に置かれ、力を持ちえないまま理不尽な仕打ちに晒されているケースが圧倒的です。

3 北京から20年を前に、これまでの到達を総括し、これからの課題を明らかにする動きがUN Womenを中心に、国際的に展開されています。来年には新しい合意文書が採択され、世界各国と女性たちは新しい課題に取り組みを開始するでしょう。

世界でも日本でも、女性たちは理不尽な人権侵害や差別の実態を明らかにし、時には国際社会や国際ルール力を借りて、励まし合い、権利を確認し合い、エンパワーして問題を克服してきました。世界の女性運動をリードしてきたアジアの女性たちのエネルギーな活動をみると、日本でも、もっと現場で苦しんでいる女性たちに寄り添った市民社会のアクターが増え、若い世代のなかにアクティブな女性運動が進展してほしいと痛感します。苦境に置かれた女性たちに寄り添い、私たちには力がある、問題を解決できる、そう実感できる問題の解決や成功例を積み重ねることは、未来を担う世代を励まし、女性としての尊厳や誇りを培うことにつながります。そんななか、東京にオフィスのできるUN Womenには女性のエンパワーメントを日本でも担っていく役割に大いに期待します。



弁護士（東京弁護士会）
ニューヨーク大学ロースクール留学を経て、国際人権NGOヒューマンライツ・ナウの立ち上げ（2006年）に関わり、現在事務局長。
東京弁護士会、日本弁護士連合会の両性の平等に関する委員会委員長を歴任。UN Womenアジア太平洋地域市民社会アドバイザーグループの一員。
ミモザの森法律事務所代表。

